



議案第百十七号

団体管小河内地区ほ場整備事業の経費の賦課基準並びに

その徴収の時期及び方法について

次のとおり団体管小河内地区ほ場整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町管土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年十二月十五日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾六年拾貳拾七日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

- 一 事業の名称及び工事名 団体管沼場整備事業  
小河内地区区画整理及び暗渠排水工事
- 二 施行場所 三朝町大字小河内地内
- 三 経費の賦課基準 事業費の五〇パーセント以内を受益者に面積割で賦課するものとする。
- 四 徴収の時期 各年度毎に工事に着手した日の翌日からその年度の三月三十一日までの間
- 五 徴収の方法 金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。